

さくら通信

4月号

2025年4月
No.244

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

ホッとひといき



確定申告がようやく終わり、季節も本格的に春を迎えます。

ホッとひといき、といきたいところですが、実際は3月決算法人の業務などがあり、なかなかひといきつくのは難しいです。そんな中、事務所の窓から見える桜を見ることで、少しでも落ち着くことができます。

最近なかなかできない趣味のことを色々と考えながら、全力で突っ走りたいと思います。

(孝志洋)

防衛特別法人税が新設されます

令和7年度税制改正により、「防衛特別法人税」(仮称)が新設される予定です。この新税は、法人税額に対して4%の付加税を課すもので、令和8年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

【防衛特別法人税の概要】

計算方法は右の通りです：防衛特別法人税 = (基準法人税額 - 500万円) × 4% - 税額控除

ここで、基準法人税額とは、所得税額控除や外国税額控除などを適用しない法人税額(附帯税を除く)を指します。また、中小法人への配慮として、年500万円の基礎控除が設けられています。

【企業への影響】

この新税導入により、企業の税負担増加が予想されます。さらに、税効果会計における繰延税金資産および繰延税金負債への影響が考えられます。令和7年3月期の決算から税率変更の影響が考慮される可能性があるため、税効果会計が適用される企業は、以下のような対応が必要になると予想されます。

- ① 繰延税金資産の回収可能性の再評価
- ② 財務諸表における新税の影響に関する適切な注記



なお、詳細は令和7年3月中の国会審議により正式に確定されるため、最新情報への注意が重要です。(執筆時現在)

(大寺)

医療係 医療法人の事業報告等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて

医療法人及び地域医療連携推進法人は、事業報告書等及び経営情報等を毎会計年度終了後3月以内(外部監査の対象となる医療法人は4月以内)に都道府県知事に届け出なければなりません。現在は紙媒体での提出もしくは報告システムのG-MISでの提出のいずれかで運用されていますが、令和7年4月より報告システムがG-MISから独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET上の新システムに移行されます。



厚生労働省「医療法人経営情報データベース(MC B D)における新システムのご利用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001344942.pdf#>

(大下)

資産税係 不動産売却の翌年にご注意ください

不動産の売却による譲渡所得は右のように計算します。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

譲渡所得がマイナスの場合、不動産の売却によって健康保険料が上がることはありません。

譲渡所得がプラスの場合、不動産を売却した人が加入している健康保険の種類によっては、翌年の健康保険料に影響を与えます。健康保険制度には以下のものがあります。

- 健康保険（協会けんぽ、組合保険）：民間企業に勤めている人が加入
- 共済保険：公務員が加入
- 国民健康保険：健康保険や共済保険の対象とならない自営業者や無職の人が加入
- 後期高齢者医療保険：75歳以上の人が加入

このうち、不動産の売却で健康保険料が上がるのは国民健康保険か後期高齢者医療保険に加入している場合のみです。サラリーマンや公務員の健康保険料は給料月額に基づいて計算されるため、売却所得によって保険料が増えることはありません。

70歳以上の国民健康保険加入者、または75歳以上の後期高齢者医療保険加入者で一定以上の所得と収入がある方は、医療機関での窓口での自己負担割合が増加する可能性があります。

また、譲渡所得がプラスの場合、翌年の住民税が上がります。住民税の支払いは売却した翌年の6月から始まります。

（坂田）

社会保険 【凝縮版】2025年 労働・社会保険関係改正

★ 2025/2/12開催 さくら合同事務所研修会より【2025/1/31現在】★

I. 改正育児・介護休業法

1. 2025/4/1 施行

(1) 子の看護休暇の見直し

- ① 名称変更 子の看護休暇⇒子の看護等休暇
- ② 子の範囲 小学校就学の始期に達するまで
→ 小学校3年生修了まで
- ③ 取得事由 病気・ケガ、予防接種・健康診断
【追加】感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）式、卒園式
- ④ 労使協定締結により除外できる労働者
→ 週の所定労働日数2日以下
引き続き雇用された期間が6カ月未満【削除】、

(2) 所定外労働の制限の対象の拡大

- 3歳未満の子 → 小学校就学前の子
- (3) 育児のためのテレワーク導入（努力義務）
- (4) 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
- (5) 育児休業取得状況の公表義務1000人超 → 300人超へ
- (6) 介護離職防止のための雇用環境整備等
- (7) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認

2. 2025/10/1 施行

- (1) 柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に対して）
→ 事業主は2つ以上の制度を選択
- ① 始業時刻等の変更（1日の所定労働時間変更せず）
フレックスタイム制か始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げ

- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設定運営等
- ④ 新たな休暇の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

労働者は①～⑤のうち1つを選択して利用
(2) 事業主は選択した措置について労働者に個別の周知・意向確認

II. 雇用保険

1. 雇用保険法改正（2025/4/1～）

- ① 基本手当の給付制限見直し 給付制限2ヵ月 → 1ヵ月
- ② 出生後休業支援給付金 → 子の出生後、一定期間内に両親が共に14日以上育休取得 → 28日間限度・実質100%給付
- ③ 育児時短就業給付金 時短勤務（2歳未満の子） → 賃金の10%上乘せ（高齢雇用継続給付と同じ考え方）

④ 高齢雇用継続給付

- 【現行・賃金の15%支給（61%未満の賃金低下が上限）】
→ 賃金の10%支給（64%未満の賃金低下が上限）
- ⑤ 離職票がマイナポータルで受け取れる

2. 雇用保険料率（2025/4/1 変更・0.1%引下げ）

- 一般・労働者 5.5/1000・事業主 9.0/1000
- 建設・労働者 6.5/1000・事業主 11.0/1000

III. 社会保険

1. 健康保険・厚生年金保険の適用拡大

- (1) 106万円の壁 2024/10/1～被保険者の総数51人以上適用
条件 ● 所定労働時間20時間以上/週
● 雇用期間2ヵ月超の見込み
● 賃金月額8.8万円以上
● 学生でない

(2) 130万円の壁

- 60歳未満の人が家族の健康保険の扶養として認定を受けられる基準となる年収額（60歳以上は180万円未満）
- (3) 今後の適用範囲 → 法改正にご注目下さい

2. 年金関係改正

- ① 年金支給額 物価上昇に追いつかず、実質的には目減り 2025/4～（2025/6支給より）
- ② 在職老齢年金（支給停止額）・（基本月額＋総報酬月額相当額）≤ 51万円（65歳未満も65歳以上と同じ） → 支給停止額0円

次項に続く▶

Ⅳ. 各種保険料率

- ①健康保険料率(2025/3) 10.47% (↑0.28%)
- ②介護保険料率(2025/3) 1.59% (↓0.01%)
- ③厚生年金保険料率 18.30% (変わらず)

Ⅴ. その他

- 1. 最低賃金(2024/11/1～) 980円(徳島県) → 徳島県賃上げ支援事業 2025/4/30まで延長
- 2. 障害者雇用法定雇用率の変更 民間企業 2.3% (43.5人以上) → 2024/4/1 2.5% (40.0人以上)
- 3. フリーランス新法(2024/11/1施行)・労災保険特別加入可能 → 安衛法上保護対象に位置付け予定
- 4. ストレスチェック(現在50人以上) → 精神障害の労災認定増加 → 人数問わず全事業所に適用予定



(竹内政代)

リスマネ委員会 配当金等受取時の経理処理

定期保険や養老保険・終身保険で、配当金を受け取ることがあります。配当金を受け取った場合は、保険料をどのように経理処理しているかによって配当金の経理処理が異なります。

1. 配当金の通知受取時の経理処理

例：配当金：10,000円の通知を受け取った

借 方		貸 方	
配当金積立金	10,000円	雑収入	10,000円

法人が配当金を受け取った時は、雑収入として処理します。
※払済保険へ変更後に配当金の通知を受け取った場合も通常の場合と同様に処理します。

2. 保険金受取時の経理処理

例：死亡保険金：5,000,000円 受取配当金：250,000円

借 方		貸 方	
現金・預金	5,000,000円	保険料積立金(配当金積立金)	2,000,000円
		受取配当金	250,000円
		雑収入	2,750,000円

保険料積立金(配当金積立金)：2,000,000円

保険金と配当金を受け取った時は、保険料積立金(あれば配当金積立金も)を取り崩し、受取配当金として処理します。保険金と「保険料積立金(配当金積立金) + 受取配当金」の差額は、雑収入として処理します。

保険金が資産計上している積立金の額より少ない場合、その差額は雑損失として処理します。

3. 解約返戻金受取時の経理処理

解約返戻金と配当金を受け取った時は、「2. 保険金受取時の経理処理」と同様の経理処理になります。

法人保険の加入時には、支払保険料の損金算入について検討することが多いのですが、それだけではありません。満期の設定や保険金の受け取り方についても十分に検討することが重要です。

(さくらビジネス)

4月の社会保険労務

- 4月30日
- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月～3月分>(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 預金管理状況報告(労働基準監督署)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

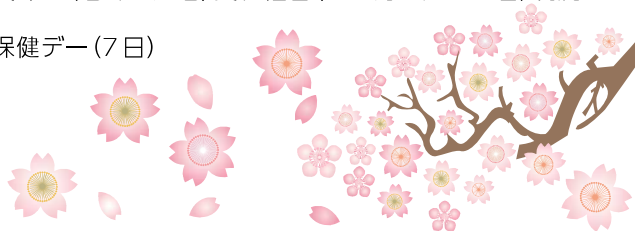
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者) 現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者) 現況届

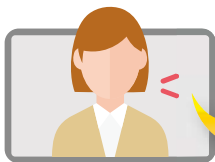
※世界保健デー(7日)

4月の税務

- 4月10日
- 1. 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日
- 2. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 4月30日
- 3. 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 4. 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 5. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7. 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 8. 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 9. 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 4月中において市町村の条例で定める日
- 10. 軽自動車税(種別割)の納付 賦課期日…4月1日
- 11. 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 12. 固定資産課税台帳の縦覧期間
- 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
- 13. 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出





研修会 WEB配信のご案内

2025.02.12 at
徳島県教育会館



令和7年2月12日(水)に開催いたしました、弊社主催の研修会にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の内容が皆さまのご活躍の一助となれば幸いです。

研修会の動画と資料をホームページ及びYouTubeに掲載予定です。



「労働・社会保険関係 改正のポイント」

さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代



「令和7年度税制改正大綱のポイント」

さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司



<http://www.skr39.co.jp/>



新入職員紹介

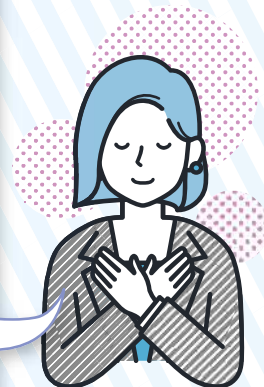
竹内 愛(ひかり)

初めまして。1月6日より(株)さくらビジネスサービスへ入社いたしました、竹内 愛(ひかり)と申します。

名前が当て字で珍しい読み方ですが、実は中山美穂さんの名曲「世界中の誰よりきっと」の歌詞からそのまま取っています。

国際花と緑の博覧会(花博)が行われた大阪市鶴見区で生まれ育ち、結婚を機に徳島県へ引っ越してまいりました。前職は環境保護等に関する土木資材を扱うメーカーで、7年半ほど営業事務をしておりまして。都会の中でも自然豊かな地元で育ったこと、大学は農学部で農業について学んでいたこともあり、自然が大好きです。音楽やライブ鑑賞も好きで、好きなアーティストのライブにもよく出かけます。インドアなところもあるので、時には一日中ゲームをして過ごすこともあります。

前職とは分野が異なり、至らぬ点が多くご迷惑をおかけする事もあるかもしれませんが、一日でも早く皆様に貢献できるよう努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。



息子の結婚披露宴はまるで音楽会！！

2月2日に息子の結婚式及び結婚披露宴が行われた。その結婚披露宴はまるで音楽会。新郎、新郎の友人、新婦、新婦姉妹等が代わり替わり壇上に立ちギターに合わせて歌った。

50年前の私の場合。市長さんの挨拶の後は先輩諸氏が大活躍。花婿の出番は謝辞のみだった。
(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行